平成２９年（フ）第２３６号
埼玉県志木市柏町５丁目11番47号　エミグラント志木　201号
債務者　大澤　輝子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾3901番地１　フォーブル上野101号
債務者　菊地真由美
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１０号
埼玉県秩父市下影森1378番地６　サンハイツ斉藤10号
債務者　富田　亨氏
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
埼玉県秩父郡長瀞町大字本野上830番地
債務者　加藤　敏男
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第６７４号
川崎市多摩区東三田２丁目４番５号　ファーストヒル　102
債務者　本間　千鶴
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
相模原市中央区上溝800番地５
債務者　金子　信行
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５２号
相模原市南区相模台５丁目７番22号
債務者　加藤　　徹
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第８０号
相模原市南区松が枝町４番10号秋山ハイツ201
債務者　知花　上治
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第７号
新潟県上越市大豆２丁目５番35号
債務者　小池　益男
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１６８号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3249番地29　メディカル志賀208号
債務者　関　　紀子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
長野県中野市大字中野1865番地３　ロッヂーノ中野206号
債務者　青木　文幸
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
長野市新諏訪１丁目25番54―203号　瓜割ハイツ203
債務者　岩佐　静加
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
長野市篠ノ井布施高田1323番地　グリーン伊藤Ａ―102号室
債務者　井出　　勇
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７２号
愛知県春日井市勝川町10丁目７番地８　シャーメゾン勝川102号
債務者　大屋真由美
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０１１号
愛知県小牧市外堀２丁目77番地　ガーデン康舟101号
債務者　内田　　浩
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０１２号
愛知県小牧市外堀２丁目77番地　ガーデン康舟101号
債務者　内田　郁子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部